

# 青森県報

第三千四百四十一号

平成二十一年  
九月二十八日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる 図書類の指定.....	（男 少年 女 共 同 参 画 課）	一
道路の区域の変更.....	（道 路 課）	一
道路の供用の開始.....	（ 同 ）	二
公 告		
肥料登録の失効.....	（食の安全・ 安心推進課）	二
農地保有合理化事業規程の変更の承認.....	（構造政策課）	二
建設業者の許可の取消し.....	（東 青 地 県 民 局）	三
右 同.....	（西 北 地 県 民 局）	三
右 同.....	（ 同 ）	三
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可.....	（中 南 地 県 民 局）	四
右 同.....	（上 北 地 県 民 局）	四
右 同.....	（ 同 ）	四

## 告 示

青森県告示第六百二十八号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十一年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発 行 者 (製作者)名	該 当 条 項
二九七	書籍	月刊裏モノJAPAN 十月号	鉄人社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二九七		恋愛チエリーピンク 九月号	秋田書店	
二九七		BE・BOY GOLD 【ビーボーイゴールド】 十月号	リブレ出版	

青森県告示第六百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

番 号	道 路 類	路 線 名	変 更 の 区 間	前 後 更 の	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
2	県 道	弘 前 鰯 ヶ 沢 線	弘 前 市 大 字 大 森 字 勝 山 二 七 八 の 七 か ら 弘 前 市 大 字 大 森 字 勝 山 二 七 八 の 一 九 ま で	後	一五〇・七〇メートルから	二二三・三〇メートル	
				前	一五八・二〇メートルから	二二三・三〇メートル	
1	県 道	弘 前 鰯 ヶ 沢 線	西 津 軽 郡 鰯 ヶ 沢 町 大 字 北 浮 田 町 字 外 馬 屋 一 三 の 一 〇 か ら 西 津 軽 郡 鰯 ヶ 沢 町 大 字 南 浮 田 町 字 米 山 一 の 二 七 ま で 西 津 軽 郡 鰯 ヶ 沢 町 大 字 北 浮 田 町 字 外 馬 屋 一 三 の 九 か ら 西 津 軽 郡 鰯 ヶ 沢 町 大 字 南 浮 田 町 字 米 山 一 の 二 〇 ま で 西 津 軽 郡 鰯 ヶ 沢 町 大 字 南 浮 田 町 字 米 山 一 の 一 七 ま で 西 津 軽 郡 鰯 ヶ 沢 町 大 字 南 浮 田 町 字 東 田 白 ヶ 久 保 一 六 〇 の 三 か ら	後	一七三・〇〇メートルから	一四一・八〇メートル	
				後	六四・五〇メートルから	三三一・〇〇メートル	
				前	一三三・〇〇メートルから	一九六・三〇メートル	
				前	一三三・〇〇メートルから	三三一・〇〇メートル	
				前	六四・五〇メートルから		
				前	一三三・〇〇メートルから		

青森県告示第六百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
弘前市大森字勝山二七八の七から弘前市大森字勝山二七八の一九まで	弘前市大森字勝山二七八の七から弘前市大森字勝山二七八の一九まで	平成三・九・二六

公

告

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三五四号	肉骨粉	ポークミー	窒素全量五・〇 りん酸全量五・〇	公定規格のとおり	日本フードパソカー株式会社 上北郡おいらせ町松原二丁目一三二の一

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、つがる弘前農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条

第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成二十一年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 前田タイル工業所

二 氏名 前田 公夫

三 主たる営業所の所在地 青森市奥野四丁目一の二五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第三三二八号

五 取消年月日 平成二十一年八月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年七月二十九日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社シンメイ鐵工

二 代表者の氏名 佐藤 清明

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字太刀打字常盤八三の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一四九八五号

五 取消年月日 平成二十一年八月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年八月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 成協組

二 氏名 成田 諭

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉一二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第四〇〇二〇九号

五 取消年月日 平成二十一年八月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、鬼沢  
榎木土地改良区の定款の変更を平成二十一年四月二十二日認可したので、同条第三項  
の規定により公告する。

平成二十一年九月二十八日

中南地域県民局長 佐藤 修

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生  
川土地改良区の定款の変更を平成二十一年四月十五日認可したので、同条第三項の規  
定により公告する。

平成二十一年九月二十八日

上北地域県民局長 丸井 幸悦

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、赤沼  
土地改良区の定款の変更を平成二十一年四月二十三日認可したので、同条第三項の規  
定により公告する。

平成二十一年九月二十八日

上北地域県民局長 丸井 幸悦

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭